

新しい「青少年育成施策大綱」(概要)

背景

- ニート、フリーター等
- 若者の抱える問題の複雑化、不安定な就業環境、経済格差の拡大と固定化の懸念
- 情報化の一段と急速な進展
- 情報の氾濫等が子どもに及ぼす影響に対する懸念
- 若者による重大事件等の発生
- 安全・安心な成長に対する懸念、コミュニケーションの欠如や周囲からの孤立が背景に

こうした動きを踏まえ、新たな「青少年育成施策大綱」を策定(前大綱は、平成 15 年 12 月に策定)

基本理念

- ① 青少年の立場を第一に考える
- ② 社会的な自立と他者との共生を目指して、青少年の健やかな成長を支援
- ③ 青少年一人ひとりの状況に応じた支援を社会総がかりで実施

青少年の健やかな成長を保障する社会の実現

重点課題

- ① 健やかな成長の基礎形成のための取組
- ② 豊かな人間性をはぐくみ、社会で生きる力と創造力を身につけていくための取組
- ③ 困難を抱える青少年の成長を切れ目なく支援するための取組
- ④ 青少年の日々の生活を支える居場所づくりなど環境整備のための取組

青少年等に対する施策の基本的方向

(1) 年齢期ごと

① 乳幼児期

- ・子育て家庭の支援(家庭を訪問しての育児に関する指導・助言等)
- ・仕事と家庭を両立させやすい職場環境の整備
- ・保育所・幼稚園等での養護・教育の充実(認定こども園制度の推進等)等

② 学童期

- ・食生活等基本的な生活習慣の形成、食育の推進
- ・規範意識等の育成
- ・知識・技能の習得や課題解決能力の育成
- ・集団遊びの機会の確保等

③ 思春期

- ・学力の向上、就業能力や意欲の習得(キャリア教育の推進等)
- ・ボランティアなど社会奉仕体験活動や国際交流活動の推進等

④ ポスト青年期及び青年期

- ・フリーターの常用雇用化、ジョブカード制度の整備・充実
- ・居住等生活支援、社会貢献活動の推進等

青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備施策の基本的方向

(1) 相互の関係の再構築 家庭、学校及び地域

- ① 保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組
青少年の抱える課題等に応じた家庭への訪問支援(アウトリーチ)や保護者等への助言、指導、ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭への支援等
- ② 外部の力も活用した「開かれた学校」づくり
「学校支援地域本部」や「コミュニティスクール」の設置促進等/教育・相談の体制や機能の充実/安全管理の徹底
- ③ 豊かな体験・交流のための取組
体験・交流活動等の場づくり、都市と農山漁村との交流の促進等
- ④ 青少年が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(2) ワークづくり 総合的なネットワーク

- ① 地方公共団体や民間団体との連携の推進
食育、メディアとの接触、地域の安全安心等に関する国民運動の支援等
- ② 関係機関の機能強化、利用しやすいサービス体制づくり
 - i 専門職の養成・確保
医療・保健、福祉、心理、非行等の分野における専門職の養成/青少年の複雑な課題に対応する地域ネットワークの中核的人材の養成等
 - ii 若年・壮年世代も含めた民間協力者の確保と研修
保護司、児童委員等の確保と研修/里親の人材確保等

(3) 境の変化への対応 情報・消費環境

- ① 情報・消費環境の変化に対応した知識・能力の習得支援
メディアを活用する能力の向上/消費者教育の充実
- ② 青少年を取り巻く有害環境への対応
青少年インターネット環境整備法の的確な施行、出会い系喫茶等に対する取組等

(2) 困難を抱える青少年に対する施策

① 困難な状況ごとの取組

- i 障害のある青少年の支援
特別支援教育の推進/発達障害の早期発見、適切な相談・指導の推進等
- ii 少年非行対策等
相談活動の推進/薬物乱用防止/本人の特性に応じた施設内での「育て直し」/出院後の立ち直り支援(更生保護等)/非行事例等の調査研究等
- iii 不登校・ひきこもり対策等
スクールソーシャルワーカー等の活用等による相談体制整備/不登校の未然防止、早期発見・早期対応のための取組推進/高校中途退学者対策/ひきこもり対策等
- iv 労働市場で不利な条件下にある青少年の自立支援
地域若者サポートステーション事業等若年失業者等に対する支援の推進/障害者の雇用や能力開発の推進/非行少年の就業支援等
- v 青少年の被害防止・保護
児童虐待の防止、早期発見、家族も含めた支援/里親制度の充実等の要保護児童対策/児童買春、児童ポルノ等の犯罪対策/地域での子ども犯罪被害への対応
- vi 外国人青少年の支援
相談活動の強化、定住者に対する就職支援等

② 困難を抱える青少年を総合的に支援するための取組

- ・ 地域における支援ネットワークの整備、情報を関係機関間で共有するための仕組の整備、訪問支援(アウトリーチ)の実施等について、新たな法的措置によることも含めた推進方策の検討
- ・ 困難を抱えた青少年の継続的な状況把握、支援手法の研究・普及、支援人材の養成プログラムの開発
- ・ 一定年齢層の困難を抱えた青少年を全体的に把握等する仕組の検討等

推進体制

- (1) 青少年に関する実態等の把握、知見の集積と共有
 - (2) 広報及び広聴等 (3) 国際的な連携・協力
 - (4) 施策の推進等
- 国の関係機関の連携促進/関係施策の実施状況の点検・評価等